日本一統志

百四十一之二

七十一

862
160

類
號
71 冊

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

福原達夫氏寄贈本

日本一統志卷百五十五

目録

都城郡 志田九人 押領の事
附 奇人 手負討死 戰場 の事
兵 志田 [illegible] 村 [illegible] 攻 [illegible]
渡 [illegible] 志田九 合戰 [illegible]
附 今 [illegible] 合戰 [illegible] 事
兵 代 田 [illegible] 人 助 [illegible]

福原達三郎氏記念圖書

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

特3 一 1

日本一統志卷第百四拾一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

の事又大亟山馬しを出し給ふ所に
相しらるのみならず也に於ては
てを出さるるを出さるる樣と
成大ら事を源し給ふ伊豆ち国論事ら
俗へ云へ給へいろ家へ成作今事給へ出
事を忠亟ら幸へへへ文給へ
老たへ大後へ来出馬と押へ誠市樣と出たし
き方役ら行へへ給へへ軍ら城ら小ら事一和行給
渡ら事ら事先めをんへへ家ら出へ給ら成事小
性ら亟ら殿と対せへへい世ら対へ事士い石ら立

家老たの家り我へへ行ら清仕せよと云
給ふ又鎌倉樣於て三千八百人連へと押寄給
二万の勢到ら事ら人三人連立へへ
加ら後ら家老たのを所ら亟ら事の平孫ら
本宮伊豆守北条殿て梅へ景兼もなれる亟ら
と北命事へへと合て家成と振へへへ樣と
上へとせへへ後藤ら家厚ら使と立へ伊豆ち方
へ中へへへへ殿ら家ら老たの業ら立大
所所ら軍家の出所ら給へへ行へ
老ら迎へ家厚ら小後信へせら

の外に相ひ[illegible]
[illegible]
い[illegible]
と申かして忠臣の名
しとや
此度い城中の[illegible]
振他のわく矢[illegible]
[illegible]
[illegible]

の扇とさうし筆さき高田丞也し後宮て出ふる義
いう矢の方と知ぬる脇止めらる部とう拵の奉
天い席積と為るる清濃育之乃田金右衛門
ゝし二千人の旗本一度に吐と高田
傷位る色に恐れ恐よのうち元うかし御
敷せし伊東七郎右衛門大ねうして出んと世氏
方無位なる知ぬ和のものいたとゝし保
後々事九の高田に沈ゝの之へうゝ延
夫のゝ内の城主の若うの嫡男
発し寺知ら行事を城下城へ高世基て乃

事ゝれい切ゝ知ら一度二度矢ゝ之ゝ
て拵ゝ知ら々庭ゝ結云と物て云の行春へ高
田と始め対て居ゝんとゝ行後痛に冠ゝ禁
云ゝ中方ゝ石ゝて又部と為ゝ
幸村ら拘三ゝの月ゝいうゝ小助伊藤の小
敷ゝ方ゝの命ゝ部ら軍ゝ紀藤ゝ云
ゝと云ゝ古ゝ方ゝ武ゝ後ゝ先ゝ
ゝ難ゝ云ゝ西ゝ橋へ上ゝ
戦場へ向ゝ事ゝ好ゝ曲原藤ゝ甲冑ゝ後庭
の石膳ゝ黙ゝ沈井楼へ移上て四方面の

柳ヶ原ヶ堂〜〜〜〜〜〜〜〜村々ヶ利支天の石碑
も建ヶ〜〜〜〜〜〜〜〜
然ハ年九の夫金ヶ原ヶ〜〜〜〜〜〜〜〜

物ゝ出ス所ノ者ハ[illegible]ニ[illegible]ハ[illegible]
出ス[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]
ニ[illegible]ハ[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]

ひとり大石の屋敷を掘り出し、こなたを見て切立る加賀人数、本堂の脇迄引取れ、敵方の御屋敷を見し加賀の家老横山山城守後と云、通し一ツ切み引色て手元しるしの方も敵方十八度加賀人数十六度ゆかけ入数り、横立押寄て、すんと寄しいろ、高田も近寄ハせしと見へて、ちかひ高田ゟ七ツ東西の表門より深川のかゝ川入ると入る所ゟ行ゟ入ゆせ寄ると喧嘩叫んて寄ての場押合て長屋と申塀の神ゟみ二ツ不切ゟ横ゟ引出る拵ゟ長屋の上ゟ

下ゟ拳の矢倉ゟみ射出る矢ゟ雨と降ゟ程也、表本ゟの敵ゟ屋敷ゟ屋敷ゟ追様ゟ追様ゟ寄ゟの場不及是非諸士の味方の死骸代家敵へ射倒され別敵ゟ迯ハ歩行され百ゟ四方の出九の敵ゟ屋敷ゟ屋敷ゟ入ると不かし代内み高田ハ代ゟ分ゟみ七人の男士同ゟ甲男同し殺同ゟ馬み歩ゟ七曜の方ゟ分ゟ法と云ゟ拵さんと支度せしハ古今ゟ死の男ゟ拵ゟ彼ゟ彼ゟ寄ゟ死の死骸み出る死の市道塞ゟ今ゟ欲責人ゟ付ゟ法死の場戦ゟ歩て出ゟ長屋

る成敗にいたせんと申候城を難義せし成敗
仕候ものも我方へ伊賀七郎殿代
此方へ度々相撰上り候御陣へ呼り御陣を引
一事にはかりと存候間とて合あきい伊賀へ参
上り候大方上ケ者の成敗中へ入れ申候
結局かくの如く対面いたし候
那知殿家の毒の方なり軍門の如く
家を是非なく対面の成敗
過と塞き宮と一戦の色過い不自由なり法
お後つくとかくの成敗川法
しかして先年上杉武田の戦場に味方の前と
い指て都て敵ハ不ら成程の作法と
不及ものに川法ハ
此郡の者ハ
一の中に時義て打死義
此川法の用ハ
ものいつ
成敗
成敗川法入
内ハ道

[illegible]
[illegible]
[illegible]

其外山伏ども家臣一人出て是れ一の剣
士古今日の軍の仕方を考の古義年の方式出来
しかし山農町人ばかりにて加賀の
物頭川原地方と戦場物所長谷清次郎と
相へ〳〵御地と川上ケ原の御合戦
安家の砦い鉄砲を以て対死出来る丹羽豊後
の後ろ々軍列流の些も是れとて長田長
をこして出て知を家名ん和一武芸振
と同流の武田の軍法吉田五郎兵七人の
家臣ども七騎軍の足り川ケ原長

の見方なる九後の堀ヶ崎より出九の場
陽へ寄〳〵年〳〵東面の安門へ寄せ来のわく
押寄き一度ずつ〳〵年〳〵日本の大小名を
田ケ武ケ振〳〵地の足〳〵成始〳〵ケ城せぬ
家ケ〳〵是成七人の新武ケ〳〵大実ケ為め
川ケ九七騎の方法と云吉田より和ケ不和し
後ケ〳〵

濃尾生命吉田九合戦場捨後ケ仰ケ
附今橋に合戦ケ
奉池田家浪人川田八郎檀方ケ張て陣

[illegible]
[illegible]
[illegible]

孫孫と相ひ殺罰の法令將軍と稱信と罪
せんとこれをもとめ蕭斧を請かんて王命を稽ず
せんとして大漢四百余年の世を持する所の法
と如何ぞ家廟をして宮闕に出ずる能ハ
のなんぞ一人不能なりと罪せんや不ずして廣
略する所の法令を遵行の極とせんとの
なし古義何公の自ら作る軍令悉の法を兼
と守ること何ぞ此れ為もいまだ見ざるものも
なかりしかのみ為軍令を作ること何ぞ
ト上ひと張拾ぞ一の名目いまだ加賀小輩御家

家を滅の家法廣ハ所ト
ハ事ハ云先言のごとく今日の戰場
の有子の指揮をなすべきなり大將所
知の名目軍使のごとく軍場の法と
見ること所作の下令出ずへ為信の罪
大為軍使を加役にして小方元の上座より小家
又市内花言ト云ふ軍使と云ふ軍の時の役の名
なり軍法を為すて出ずる此方の役目よ
て所作を為ずと言ふ為ずるなり為いふ罪
第渡を出ず命見習の使番に若輩なし

ゝ文石丸如義今日高田城を石垣なれす石ゝ城
ハ何程の深さ掘り抜き見ゝ高見見んてみせまし作之
と異ゝ方法ゝ渡辺如義命高田ゝ九ハ城し
うり小栗又市々者と掛りて重ゝ如義命能義
ちゝしやゝ宮ゝ如義命ちゝいかゝ方石垣の出ようへ
迎申ゝ堀端ハ掘て石垣ハ深ゝ掘れ申ハ
如義命ゝ胴ゝ蓮の実の花年ゝ流の花ハ蓮
言ハゝハ言ゝ掘ゝ掘ゝ掘ゝ若年の如義命ゝ
ら志ゝゝゝのハゝ小栗ハ向ゝ向ゝ来ゝ行て帰
らゝ内ゝ甲乙ハ知れ申ゝ新ゝ如義命の中ゝ

有ハゝ今日戦場ハゝ陣所と思れ軍使の元の門
内度と仕新ゝ内神津ゝ弱ゝ石ハゝと城
城元ハ法ハハ元の城作方ハハゝも軍使ハゝと
ハハゝ古ゝ乙ハ毛切ゝゝ異ゝのハゝゝ中なりと云
ハゝ行ゝハ添ハゝ山本新ゝ向ゝ小栗ゝ云れ
新ゝハの如義命ハゝ小将成ハ如義命
如義の面ゝ如義ハ如義小栗又市ゝ車なり誠京
の高義京ゝ如義ゝ新言と者ハれハ来と切腹
ハせんと元ゝ方流石命ゝ口ゝ空流のハ
ハ若如義ゝと元て参ハハ言ハ如義と通ハハと

軍法と称するなり。流れ三河の国と遠州
辺境なる者とはの小姓の男、家軍使なりとて、
人と多くの新人を育み向く姓名の中なる先達
て呼ばるる山本新太郎なる
者年大猛者幸〳〵と笑〳〵小栗夫を破り申
さるると云ふ市内上〳〵破り申さると者る新太郎
なるを再び加〳〵いるるよりは市を能年取り
武を盛りの軍使は拝殿嬢を出さい棚より取へ
出るると云ふ法と大名の後〳〵〳〵出て云
るるとなる所を呼ると云ふ小栗夫市を猛病にて

近と云ふと云ふ何も三河組の使者なれ共三甲五組
なるを門出〳〵ふるきい小栗夫市いつも頭
云ふ新太郎にて軍使と接けと云合〳〵山本新
太郎方へ所人交〳〵和庵殿使者小栗方へ
夫を市ふれまいると孔しを法宗なる塙忠
よと庵と新太郎の者ふ敷笑て和庵殿よと
方も甲州出の士庵武士道の吟味人並合点〳〵
と思へい大き太郎〳〵何と武田信玄の武士道
の吟味ちりと法宗さをよ法度知〳〵
しやと敵方へ庵年して所京とも不解よ以方格

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

なれば古陣屋に壁原のかさに腰をかけ若くまるもの
なり
時に大佐刑部少輔殿大名衆の中に武
の法と石橋小弟の藤左士に法句吟味をうけの
文しるの古方と学し等しく和文上世分内沢
へ言く名く出来に出廣英にて左右なる
武道の吟味軍使の中合なりかしも遠恵み
毎日寄合て会議に成て出蔵前役中に成る
上聖分文中渡に今日武士道吟味の出廣英にて
出科程と文の字の方へ方に成る藤法指図この用

紙に酒を毎日之寄言に成て出蔵前役の法に成
に中分に出蔵へ出来出分軍使役の方に成る下方に
かく横田高右衛門殿人に和に成る石筑古三人上方に
使に名に出科程文に成に酒の出ない合戦の法の
出ない様に成に遠恵に小性頭高氏相手法
酒に成に文の字紙に成り上師分に新に使分方
言みに成に今日の出科の上に酒に出ない
行に出方例に有る酒の出ない方に成る
新兵衛の石運に成る出科程三河に出例の方
布の巻物かさに汁かさに国家に成る酒成

ハ是非〳〵敵ハ如何ニ哭喊ハ行ものハ矢ハ采ハ声
ハ成〳〵ハ敵ハ上ハ地ハ光ハ花ハ山ハ所ハ所ハ始ハ
威ハ石ハ斜ハ
後〳〵ハ高ハ河ハ河ハ敵ハ甲ハ列ハ横ハ〳〵一番切ハ
有ハ〳〵ハ〳〵ハ原ハ甲ハ列ハ親ハ横ハ合ハ入ハ れハ ハ ハ上ハ
ハ ハ ハ敵ハ上ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ
ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ

源帝仕掌しうとく城の堀際へ寄て向方とえ城
りしう堀の深サ見分み新発行来の大行と云事
元年ゟ六月ゟ月ゟ切ゟ堀の幅堀の深さ海岸ゟ
丁堀より堀際迄の仕方し方ゟ云ゟ様なゟ様
しゟ方敵と見定ゟ大言上ゟ作今の渡ゟ出帝
ゟ山ゟ田後方係雪ゟ迄ゟ及れゟ作今来ゟ中
ゟ小谷城ゟ山ゟ城の際際とて定ゟ分れ
付ゟ敵ゟ能ゟ元ゟ帝ゟ高田後ゟも来ゟ拵ゟ
若軍未練の拵ゟ中事ゟ家諸ゟと見て引ゟ
ゟ山ゟ為ゟ中ゟ方ゟ見ゟ仕掌の内へ入

ゟ入ゟ出ゟ九の先ゟ二の手ゟ三の手ゟ後悔せしゟ
り
立帝ゟ右の手ゟ出ゟ山ゟ高田城際
上歌ゟ田ゟ九の堀際ゟ味方仕掌際柵長ゟて
の方敵等此手ゟ出ゟ山ゟ歌味方
の方ゟ遠ゟ山ゟ見ゟ敵ゟ味方城い
風ゟん堀ゟ山ゟ深サ三丈ゟ二天ゟ見ゟ山ゟ行て
丈ゟ二長ゟ山ゟ張ゟ中ゟ田ゟ行来ゟ切ゟ天ゟ
後ゟ山ゟ為ゟ中ゟ上ゟ山ゟ仕行ゟ分渡ゟ帝ゟ
ゟて通ゟ右ゟ云ゟ方ゟ敵ゟ山ゟ廣ゟ

しゝ此後古老の傳書頭と称せ
ハ若輩元芳乃
其命さへ敵の作業の行と切捨乃報と打〻来
る古老の車を捨て〻逃〻来る者と云合〻
古老の云ハ此と云カ〻出陣毎の中揃合り有り出陣
陣の仮山加城与力大将領国仁百人乃武加渡辺源
書と名乗〻百人書頭〻云作者〻云柄城
之者乃
拙い智謀を石九高田と云こか〻一分の武勇と家
〻之者の仕用と違〻乃ハ家臣と称乃者と
命より大坂陣の仮旗元の出合ハ云者の場

武辺の世〻知り乃ハ石井其命者〻云作
止〻乃鬼神と敬〻高田乃九の作業と捨て乃
竿乃〻加賀藩の仕業の長ハ出乃出なり乃し
乃之仕業柵源より知九の城湯乃て乃報と云
城の深さ之天二人と云て之作と持乃せ〻九
乃ハ戦乃大坂陣中貴と云乃捨て捨
者〻武知ハ何程も有〻ハ元古来より有能
武知と云〻参乃ハ石云渡辺其命乃武辺
無類の参九と云〻一人云る上城武道の云味な
き人唐〻の元中まても能破渡〻ハ若輩なる

鷲郷ハ今天王寺
又湯ハ及新右軍家より出陣して
利勝ハ家之ハ西京第一
より云上ハ以来今日味方高田ハ九ハ有
尾の上敵之ハ頭討死知
嫡ハ不及ハ是云
永井右近太夫直勝
松平右兵衛大夫正綱
秋元但馬守富朝
と云西ハ但馬守ハ陣場と別の所ハ
中務右近と云ハ大坂籠城の者ハ書ハ大和国
ハ源氏ハ
ハ源氏ハ
ハ源氏ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]一陣を打平らげ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

この後ときどき人より知らし給へ増しかの事
なりしかの城方にも使者参り知らせ給ふ此度の
足痛の中の大方ときどき痛み病人なきときの
城中の病死なきよし此田家の病死なき事
ハ城内の病死ハ参りしかも此頃ハ此度ハ
ときどき人の足痛なきときの城内ハ参り
ハ書方使者ときどきなりて武家衆ハ
老若尾侍なきときハ知りて此頃ハ病死ハ何
れ日ハ長参り御ざんなり病状ハ何の
表ハ変なきよし申しなきの事なり是ハ
変なき

なり人師なる治方ハ城内の病死参りなき足
ハ病人なきときの事なり御なる事ハ病死なき
ときどきなり石方矢なきなりなきなり参り
事ハ申上分用なきの石方矢なきなり参り御
の服能なきの方なる方ハ御なる不事ハ来仕
の内ハ馬ときなきなりなきなりなきなり此石方矢ハ
なきなきなきな

別方相知馬の相柄考察ある様の所とも
相て無之人行ふ事別の事
其外知れて為り不申時は
無名の御人中万事ふと云なり味と矣て無意
池田家の人々は福々い思ひ相とゝ
なりい様の武節なれば
相よゝゝ訴も知ゝ為
ハ軍門いも伊達之左訳味方評判無意なり
成も知て為り
完相ゝゝ元来のゝゝい一倍ゝゝ古和ゝ

而石ゝ石ゝも命ゝ
ゝゝゝゝ出ゝ可
ゝゝゝ
慶ゝ八年水戸藩れ深て人礫と手家中
の侍や足軽士と手数ゝて
云士ゝ中国無双の方ゝ力量ゝて
る事ゝゝ奥の様ゝ知相雷ゝゝゝ
家家ゝの出ゝ知ゝて何程方切有ても
ゝ武士と日本国中の他国ても
ゝの事ゝ相方ても
五年ハ奥ゝハゝゝ相ゝ業と相宮渡ゝ

ともせ捕るる為度犯度間いろいろ結と生物んん
〻〻異類め〻〻取ゆ家を年〻年と二日の
百姓通〻て下落もせ〻〻ゆみ結をとと家数さ
る程の法度ものいろ〻ろ仕事一度か武門
一の立度と称て能登京程と称る山三年物て物
入と云福異度国へ新もし〻て荷物と言て結
ふし〻〻秋の程と称し実かして荷源〻ける
ゆ三人いろ〻程甲と称程の言み城〻ろを何方へ
行ても是と云〻て〻〻義を物と称ろく
御仕せ〻ろ秋を此度大坂表の物を中国ゆ

て安〻〻年〻池田家へ内京のもと新しう清
法とせるる池門の方名より山縁のを初〻を
度あるる成為角ろ〻ろ富士なれを度長非
石越戦場ゆ於て多捕と新ける仕を
ろも〻〻と清水寺へ荒屋兵衛の内云
と合〻成為の代とせ〻る事ゆ清庫の小商
秋の夫荒〻ゆの中ゆ牛交〻ゆ今日浜の指
と云ものと〻安すし安を運の行〻く
和なれ〻門田八郎左ゆ家ゆ程物牙遍ろなり
武異せ〻う八異御門ゆ古作と思ろゆ等〻き

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

知立ちて佐野の郡へ罷出し
士を門田八郎と申すもの
を捕と立て へと見よと
を捕ゝ三枚の板と云ふ門を○都と立場
板ゝ柵際の出張の城を方言上ゝ通行乃
雷鳴小作の古家中に居ゝ同城の門田長
郎ゝ浪人ゝ石云ふ城主の伝聞
云出て門田出来ゝ家来ゝ名乗出て
ゝ申ゝ主ゝと門田八郎一生○俗ゝ天下情と
主来りて京都二百石ゝ出ゝ浪人ゝ
名乗ゝゝと方言同上ゝ 此元来清氏の郡

ゝ家来ゝゝ世立百石ハ時の鷹匠加増ハ一信
元信と申すゝ八郎完ゝ出ゝ来ゝ大
なゝ郎上ゝ方言上ゝ書長ゝ於て三枚の橋
立て帰る富士ハ松平左兵衛門門田八郎ゝ
ゝ帰り元ゝ居ゝ橋の橋と方言ゝ橋
実立ゝ城の方と脱ゝ立ゝ六人寄の方の
男甲男と常ゝ方言ゝ橋脱ゝ出ゝ門ゝ
の武ゝ振て名歌味方吐ゝ清兵の声哲
ハゝ元正ゝ
大郎ゝ馬乗下知ゝ歩例ゝ上ゝの軍

出よ〳〵と呼ばるるが、望月の家臣小橋源之
丞とこの者も疾足と能手と
入〳〵を撰び、方能の所領を与へ
て来て仕れ居〳〵樊噲めも不手利と云
ひ〳〵廣言仕〳〵門田殿〳〵呼捨てしの
門田の名ひ〳〵定て疾足と云ふ者と云ふ
う稽古の先生と云ふ〳〵て射撃〳〵呼捨て居
〳〵八助の源と申す樊噲にめをも叶
ます〳〵廣言〳〵十五年立帰りの源を
せ〳〵る面へ出て若侍撰めるとこの者共うと申

ふ者〳〵と小畑源之丞藤て筒先へ石田
の疾足と云ふ〳〵天地も崩る〳〵ばかり撰しの
出の名ある稽古の天雷の音ありし所
笠〳〵足踏平〳〵踏み三枚の板と云巻云ふ
持帰り源も石田幸代の猫雷と云諸陣ら
八助の源と云ふ者なりしもなるう

日本一統志卷第百四拾一終

日本一統志卷第百四拾二

周防

一 往古より所謂る長後奉行大内氏と対
し計事
附大坂城中石壁の宝蔵を事記及大変事
義茂堂ニ而長崎の乃遠ひく蒲急の城責し
事
一 義堂ニ而長崎の合戦ニ中乃ヶ之事
附後茂庄ニ而大内勝の古間高崎乃事

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

并無城貢の物産有し事城内浮足立こと
る

日本一統志卷百四拾二

注者より九陣船の名目後藤基次大将所と
討ると計事
附大坂城中不時の空虚より事起及大変
事
并慶堂云元和の頃迄〻毒忽の城貢
之事
那て大将所九陣船の義を土月四日の茶臼山
九本陣と定てなる中年大和殿と申み結〻
意〻有なり後〻三日の殿と家九本陣の事結

慶長出羽四日の合戰、藤堂加賀の庄中
古年と大勝捕し由立後、石橋の軍家
ハ家康ニ一ツ内足言もなく、諸家陣屋ハ入
ニ又信吉の内和陣へ詰せ給ふ人の鬼長
ら為何内橋延宗上ニ之の内財田ニ
信州内田信ニ川口と赤ける船の家ハ信州
該て三序へ横田高長へ同家陣屋と言信州
天満毋陣の者ハ橋と京ハ者ニ妖怪と赤
よ毋原死人辛ハの合戰出来ニ加ハ該
軍と弱ハ信州板年の上別九鬼長門守

逃出ル年ニ上野ハ藤田内陣ハの
ハ庄ハ入ハ上ハ前庄ニ前庄ニ
上ハ家ハ出ル神ハ伊ハ
ニ当ハ陣ハ家ハ
中ハ死穢ハ板ハ信州の
ハ信州陣ニ社壇ハ陣ハ
ニ信州ハ内ハ
庄ハ和穢ハ
上ハ家ハ小堀遠江ら宗甫別ハ陣ハ
百茶菓ハ内山ハ陣ハ出ハ菊ハ信吉の社地ハ軍

勢根著と御へ必用之家財なども
奉行仕へと文作慶を以て次へ社人大方あるいは同
見ゆる事歟白堀の陣孔ヶ山なども
て出る義なるべし何角引沼稲荷〜中の引なども
尤出雲国の先よりなるべし西紙小性を連稲荷
の祝家と一の概行家斎公東国大平社家
して文の二引ゆゑ菊岡山へこの外そこ文作造
とハ三蔵人半弾〜岩大概先へ京へ廻申れ
ハ家物ゆゑ出雲この通の御家文上野寺作
小性を同道して大坂菊岡山へ押行事

同の下引なり菊岡山先陣なり扨ハ大作所
行長屋ゆゑ於〜出雲ゆゑ頼ゆゑ出張ゆゑ
出張ゆゑ出雲の先の同ゆゑ大作の出張もなて
陣意通うと成の中引なり文の下引なり
〜同知度出張なり〜後ゆゑ異合なり
なるゆゑ
城中後花又三階ゆゑ清代のゆゑ通度と仕外ゆゑ
ゆゑ倫早道ゆゑ素の手美の癖ゆゑ〜なると
早姫殿と云なり四拾余のなると又十一歳になる
小坊と石壽と云々清代の生れなり此坊と拳

を以て張り出す所の弟子も張り出すもの多く
七家の時代に又三河国額田の郡山吳へ庵を結び
三先祖代々百姓連来りしを秘蔵して例を
下育立て成長せり我行孫の富士とて始めて
武藝を教るを八歳より発明にて能く力量
人猟先みな人力におよぶ事有しとなり此度
人と家内一合て今晩大師所に茅屋山へ陣
替し夕連中より三河郷の中へ移住入て大住
所と能く見共に相助ける
家々出前一巻を張り数しる相助ける

宜く時分と見合石堂より仕呆せて
次のまと揚て若尾不宜去逆のまに行く出
不の場京にて又能宗にて安田中合り左此相
かた百姓体の拵を成て石堂とい将のかに仕
て前尾能い連中に歩行の体めして小坊
主と出家の例へ出家へ出れば能いまと所作
と徳橋中にて出ずらい出あるまた
家内有文上野を西能い家家に山猫中と意
者の家る事百度の九度に逆行の出頭人
なるしう茅屋山へ今日の別口猫徒者てさへ

出発し、[illegible]を経て出羽国に入り、[illegible]の村を過ぎ、[illegible]年八月十日、[illegible]の村を過ぎ、[illegible]の[illegible]を経て、[illegible]の[illegible]を経て、[illegible]に入る。[illegible]の[illegible]を経て、[illegible]の[illegible]を経て、[illegible]の[illegible]を経て、

かゝる僧侶の雪山のごとく名頭を張り生てい齊
教〻性我人出家〻混雑せしゝ所の方便掛〻
生涯引居つゝ〻ゝ〻ゝ寺社とい白状に百姓
とゝ〻ゝ〻ゝ性助ゝ名のごとく年〻〻いつのゝみゝい
世り上聖分西紙ゝ出ゝ花下ゝ発し〻〻戒者〻
又世し〻有此世出家して独生涯ゝ今既の口論花
を〻ゝ止ゝゝ事を言上ゝ上聖分を拾ゝ分の者〻
業田山の寺陣せり此所ゝ助ケて不出精者の
内内ゝ〻ゝ内起し〻ゝ〻ゝい浦日の災ゝ家ゝゝ
深代ゝゝ二百ゝ業田山の内陣詰ゝ割て住吉

内陣へ病文て男山の庄屋ゝ浦ゝ注せ〻ゝ今日男山
を性者集ゝ何ゝ百姓ゝ和泉南ゝ和ゝ
合戦ゝ出ゝ出時ゝ和ゝ小ゝ方の性者て戦
ゝ花ゝゝゝ者ゝ性者ゝ〻ゝ〻ゝ死ゝ〻ゝ
足数ゝ十二人大師ゝ百性合戦の
ゝ和泉ゝ百姓ゝ家庫ゝ
のゝ長浦ゝ性合戦ゝ〻ゝ〻ゝ文ゝ和泉
ゝい性ゝゝゝゝの三ゝゝ内ゝ中ゝ概ゝ
中春の末ゝ〻ゝ湖ゝ物ゝゝ時ゝ
ゝゝ遠ゝ吳ゝ物ゝ今ゝ

出ることなく、先ず要塞として不自由の
各方備の必要のことなり、海陸ともに合戦
なるべし、誠に幸矣の至なり、
と云時に指南なり
と云、京都の信濃守に
より、信濃守に対面中と金策せしめ、勝川時信
とも高田に到る、信濃より此度手中上
ふる

時に方角に分れ、先ず南の方必性
頂き、各方より攻る小水南に出る
時に人数を分て、あの繁海に水対火

と小の水より南の火と対をつきい掛なり
小々拵ひ一の有利なる時に方角に分れ
み南々に頂る必定の事南の方性掛と
云々不審なり但し変
勝川勘文に
九性々数出るなり、七中に
即ち十二月の性合戦い時に長に長
なり時に南の性小の性に掛るも変
是と云、考る時に性合戦も変南の
性小の性に掛るも変なれば始終変

けして下剋上なり、然と雖、実説いかゝ、実説い
下成敗の云ふも下なりと云大坂の成
内にて〳〵如何なりも豊臣と云大坂なれ
今度の合戦は必寡兵東方の利運と成て後
天下を寡兵の為遂に〳〵勝〳〵勝
文を上しかは世を流石時信と名乗
程なく上実なり保奴を馬廻とのこ日本
国中は敵名を〳〵いたす武田信玄と時信
と云しを不遂なりまは勝川時信と名
乗と有なれは知れ寡兵なり家康家来

皆き中は敵文武高名を名乗は忠義と云て
若年の元より敵を撫〳〵高恩と
掌中に横たへて和のなりは不落し
て武農なる同し名乗小栗又市忠義と
名乗成敗と云なり美男にも新
川若盛なれは武農なる智よい家康か
云成敗と云なれは武農なる智よい無理と
云成敗なり惣して仮名も実名も古来の
名なる名為勇士の名乗あるとて必不分なる
なりと云作し時信と名乗なれは依敵もこの

[illegible]大事の意味を[illegible]
合戦

去程に十二月晦の晩大坂城[illegible]国方門[illegible]
[illegible]を持ちたる[illegible]の合組の中にも古間清
代三上大蔵[illegible]力量[illegible]れ[illegible]士の間[illegible]
八今の所[illegible]同組ぬ徳[illegible]八郎[illegible]士も力量[illegible]
[illegible]の合組なり此[illegible]合組[illegible]頭[illegible]一族[illegible]
[illegible]一度の[illegible]の士[illegible]
八[illegible]田[illegible]作幸村[illegible]出仕の[illegible]中[illegible]
[illegible]

意志と通[illegible]三上[illegible]
[illegible]家来[illegible]
[illegible]徳[illegible]家来[illegible]
[illegible]徳[illegible]小
[illegible]方の家
[illegible]七八
[illegible]徳[illegible]方へ
[illegible]城中の意志[illegible]
[illegible]三上[illegible]
城中の[illegible]動不[illegible]人[illegible]
[illegible]の中[illegible]
[illegible]

暫く猶ゝ意を城しうして此所に居合を南条方へ
吳典と云ふ武士南条中書方と合て火
の手を揚んと裏切り城中へ変を申合て出
ゝ出ると直しに成行者にして南条と共逃て
成敗をしと云ふ知大明神の出火の元加賀郷
迯出郷へ使て下知入うと大将へ
とい出逃し大明宮家内より自火の焼元と思ん
なしと云の郷と云石出内へ使不の後〳〵嘆き
思ひ〳〵都て知る者しらぬ者無し城中の騒動
城中の騒動は猶も南条の裏切よと思ひ違し

先よの渡を聞て仰方〳〵下知と長向すると云
して家内へ逃り合る城中の変
と思ふれと云ふ者は不郷と編出し一政責も
待内の者ゝ責破るゆんと迯男士と下知て
しりる内内利の渡船に先別する城中の騒
動と再と渡し安りの猶内政方内加郷有と
見へ〳〵此方〳〵通しうる南条方しうる思ふ〳〵
苦と不合苦を時と大死さう生へ〳〵彼内使
とき〳〵安合りも居かし〳〵元来猶内の動悟
なれいよの元と川奥〳〵組の面〳〵編〳〵続と

[illegible]
続てとれハ半里ばかり長と云ふ
花蔵堂仁右衛門新七郎都ヶ山を始として三後
の物渡を守りかゝる[illegible]
姫路へと[illegible]
なれハ所会津も関と顔を[illegible]
ハ周防喧嘩と云ふ[illegible]
よの元組の元と云中にも[illegible]仕
ぬ程の軍文ハ[illegible]
ハ大言上ハ城内ハ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

既城中の強勇ゆゑ迯て行方不定い中り
ゆゑ中伝矢と裏かゝ祝い立て祝祝と手ゝも
爲陽場足て移り左ゆゑ大蓋と切り
て居ると打ゝ歩例さうゝ法京ゝ歌後ゝ喧嘩
の国士打込の外ゆゑ大変成しうと成り橋を渡り
渡せゝ会三拾人半ゝ城中の国陽物所
ゝ早門ゝ京都本下ゝ京都庄三吉ゝ家
合元の中ゝ拙分て下知ゝ新ゝ城ゝ
年今家ゝ来ゝ所と所ゝ知ゝ居ゝ他
の場ゝ見家ゝ軍使ゝ茂堂俗ゝ

ゝ南ゝ豊浦中の手源ゝ名義ゝ
此口の大将織田左門ゝ三百人と百人
来ゝ長曽我部元親ゝ浦ゝ
ゝ知ゝ成井長ゝ
けゝ云ゝ成井士の勇ゝ歩て出ゝ
ゝ去来ゝと親ゝ
旅和の若者ゝ茂堂ゝ
死ゝ云伝ゝ
軍切ゝ入ゝ
けて勇ゝ茂堂ゝ新七郎ゝ

橋詰へ立寄て下知し家老共に云へしと渡
辺勘兵衛家老共と鹿之介和合ふ所に
我一分の高名と心得て抑も知へきの高名共
に成しかは中〳〵城の方防戦も弱〳〵成へし
と渡辺勘兵衛悔い鞭を上て橋い抑る是
程の城家城の方のものなれは士を止め防とゐる
家来の忠しくい者ん海へ川へめ〳〵と成ける
去なから〳〵主人道の駿馬の車力郷ひく後に
乗と勘兵衛其方の戰ひ手を出すの
中〳〵前と成る不成事入る歌の首を云へと

其侍問ひ給ふ御ものの前と云所憑〳〵歩行
なれい事ひの方るの云名場も所て云事首
なかしと猶意のものるも渡辺勘兵衛を激て先
城三郎人を命と探〳〵切入まと意〳〵地ひ
突所〳〵五郎兵衛ひ所て討死〳〵四郎左人も負
て引入と云ふ所ひ入と抑深〳〵を出ひ完
意の富士なれいかしも変ひ陣中も戰ふ
ひ人今既の高名ひ城ひ成ひ
高名〳〵云れ其豊家の家老荒豊仁右衛門
七郎解中業盛と云家と渡辺勘兵衛云

を悔しと三人が相謀り組の方法にて勢しかと
来たり相互に方法を立て前の通命を拒み戦い
を三人の方にと対死八九拾人年毎の数は不和
仲にて敗れ三人の家老共は此度は非
対死をしいと吾国の物と云て甲の国の結と
云者共を求めと始つて切腹仕の家なれと
引かしと戦より此方益の対死をして家老
共の子なれはと慶芳が非しいと迷年弘前
渡を云者の地を立て家老共の甲
変なりとの不安仕り新渡を勢しいる
元来甲州に渡を三度と云て山猿の先より人
の名を若年城しを渡盛の中に多摂と高
国城を上杉家所国の名保信(保さる)を以
て三度まて都合と活し渡を城中る知は勢
仕の敵父の仕し渡を云ふ名前国と云武
勇負と云元日本国中の渡を勢所仕の士大
人と云ふ名にて我の子と云ふ
本居天正十八年古国山原伝代の名は其列義
にの上方の先より城より山中の城と或は浦
三ヶ所と云ふ政高しかい高し此勢しを武

却て古岡主殿の旗の高下、軍の大小
名誉なるべき事もあり、然る后岡部殿と
廿十万石の内を以て仕るの内
成しうえ勘解由殿の頼ん所なる
と申さるゝ為と好事士ども
石忠士なり張しうえ虎のうち
門内の秘密の勘定なれば
ゝ我ゝ作と云ふ事
て常々と人と根しとあり
も三人の家老も知なり
て元和二年正月中家の重士物語る時
遂られい評定あり
去程に三月廿日より使番の士度々
指を足軽組と合戦
戦場のゝ作法
去元和七勘解由殿
城中の防戦
この後も五人ゝ百一
仕右衛門新七郎
と使し城と

和泉守所の男なるもあるべからずとて源左衛
門方へ使を立て仕置の新七郎解出三人対死と
見へしうち三人逃しかは左衛門方へ逃
り時郡司方の家来ども武士道を大概合
点うと知りて人間の所為和泉守の手方のうち矢玉なり
家老たち対死の事分明とせんとして郡司と家老
とや対死の遂ぶかなしい家老たちの本像かしく
動り和泉石ゆく逆らい南蛮と敵対して出し石元合
成使者高田のもとるやうなるいかなる成方大名同と
いえ名人のこう成なれい奴ら捕へも脈と知れくう

和泉なり右衛門より塩方石と出れの手うち士と言成
うち方石の弟土ゆく立ゆく挽かゆく家来ども向く
逃げ立ちゆく戦国の切り術場出ゆく家と家
出ゆく三人の成と捕ゆく門元ゆく南蛮の大将義と
見へうち門出ゆく立ゆくも石ゆく成言成
家老たちと始ちて言成と蛮ゆ立ゆく対死
して仕出ゆく馬と家別ゆく立れゆく立
成と対死さゆく蔵堂家の士清水の先へ
立ゆくと力付ゆ張孫ケ家孫を立ゆく豊志谷
に力戦ひ家よの勝敗何と知ゆ破て

城中より出し兵凡そ八千の人数
押掛け大砲を対せしに程遠
城門に八発今破れんと猛立ゆへ
もんぜん武共を引き立て
元の為貢ひらこのなり君甲男と共に
り三人にて木村長門守若年なれ人と共に
川出る大野治胤元亨の軍勢
を破り天守を出でんと出
先より元亨なを度せしに
散合しもあり三田方面
九より此様子を聞き
不立是を城門堅固の
城貢うつて出の木村長門守
落城いたしの部先長
吉度そなと接戦の
城市のおよ脇借て
と分る木村長門守此
立踏張り
持堅いるの内もの
貢入いたのの頭ふ
九より落城の家いさ
城貢うつて出の
落城いたし部先長
吉度そなと接戦の
城市のおよ脇借て
と分る木村長門守此
立踏張り
持堅いるの内もの
貢入いたのの頭ふ

の内逃と解きて諫せ
ると近年寄手の歩兵
次下し居言ハるい言今
別て城内の和泉八郎
ゆゑ山喧嘩好きの場
中へ飛入り行隔すり
不花多分の士ハ喧嘩
名々所人の事なり武士
掛声々高声と上り
分々徳尓八郎三上和
却き高声呼ばれ
ハ接とされ不者なり
して一のきと大勇と云
名ハ筋目と云て八郎
自分接切ハ
細ゝ闘論と
場所なり
ら人歩果
四十三丁と
同敵対して

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

と組一又歌う忠臣かくさうと加藤
清八郎も和泉も同じくいうみ半度大雪なれいと
て常に城中なる歌を思ひ我々なれを農
民商家と為し戦場と為すと自他なる
云も石原サア左様なるいの生徒様と言よの歌
和のはいもはなる持にの京都の軍と称め
なるとなるる味方ヤレ出よ〳〵と決進宮
平尉事の掠奪〳〵を於いも度も応戦〳〵
と云ふ〳〵安人渡と云て投城〳〵特に出
る左城中掠〳〵石原喧嘩場合つる掠め〳〵

あ原〳〵と云の云と云中も物の命目と論為し
左ふ〳〵意左ふも意義ハ有り（大西例三、九の後
組ハ〳〵和の持ロ（自他みな為ふ）哨訳 外い
成定あなり強云い雷士の掠奪なれい投掠〳〵と
和ふ掠れ世大坂城門の大野ふ我特ロと歩行て
他の後〳〵ふ〳〵行程の取切まとてもめしも石橋
只三日ふ会程と拾〳〵石原〳〵和の見応論
成意右の左江是張と云ふ仕せふ特ロ後
りり徳京八郎三ノ和泉ふ尉事あ原と石城中
の会ふ三巡ふ〳〵本村長門ぢ会ふ事組ふ

勝と云連出役ハ騎馬三十騎歩行百挺弓百
人長崎奉行ハ武士二千人と市中出張ハ
熟練の者と振立東の持口と親戚縁
者同じ出九州の方と押出ス諸藩の格式一派
〳〵豆腐〳〵と出張ス西ハ西の夷舎〳〵出張
南の海岸警衛ス〳〵ハ小倉藩ハ幸村
の一隊ハ小倉の部と彼別御あて哥ハ武士と
させる心意〳〵と扇と云〳〵拓殖と唱
長門ハ長府藩の部ハ武士高田藩の服部ハ武
士ケ浦ハ出ス南持口の軍ハ熊本中ハ橋

也渡〳〵ハ此来ハ今ハ硫黄ハ〳〵部と姫路ハ迫
ハ長崎ハ西の又ハ同ハ西同ハ〳〵馬ハ出
〳〵茂壹ハ長崎ハ今ハ入ハ〳〵特ハ横合
柳ハの壹嘩と出ス〳〵ハ柳ハと云て特の稽先
と称て二ハ〳〵ハ〳〵ハ先ハ〳〵ハ歩行の一隊
〳〵〳〵〳〵〳〵歩行例茂壹拾三人斗ハ
本村出門ハ大音二ケ所歩行と止ハ〳〵ハ
ハの方の評判ハ城中ハ〳〵ハ人斗集〳〵〳〵
の悪云と〳〵ハ〳〵ハ先別ハ〳〵ハ歩行ハ〳〵
〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵ハ〳〵

家能と上杉と合戦〳〵やうく深出し長柄の槍
節といふ槍の名槍を右の軍〳〵物合ふ渡
しかれいせこのたゝ木村長門ちゝ下知の掟中
〳〵城方のすれ〳〵平地のなりしもさるを
出へてんゝ
城方ふしいふ槍と云〳〵敵の掟の通り打立
立しをへ今又木村長門ちゝ出のもすれ槍を
〳〵茂壹郷先より紀右衛門新七郎解中三人の
家老を対死せい言葉もおれ死〳〵出る家
中と渡を都を情家能立て南の方渡と迫

つ〳〵木村ふ城の渡と立切れ〳〵軍と石垣を
馬を進めしい場負と帰し武を渡を稼を
て不戦して敵と川ふ出へさるを相中を筆用
せしを稀なる業のわ〳〵流石の長門ち南城
ふ初ての戦場なれい千変万化の機変の軍能渡
を方ちの物別ふ武功いかしい治元切まてん
敵しふを槍能のをの渡る十騎〳〵出の武
ちを百人計と川方〳〵渡辺都を情ふ後へを書
せちふ茂壹ふ言葉同利能を方ちなれい三人
の家老を先へ押立ふ言葉治と後て渡を

本村と立向ひ候旨迫合罷成候ゆへ言葉の
論より伊賀の国の郡代藤堂二百挺きり出
ハ此事探先流れ歩立ちて歩み本村へ駆込
候歩立ち丁半も論及び候ゆへ当国より出役の面々
きて先迫ひ言葉掛渡候迫合組より四千人計
ひ本村と歩立ちんと迫立ひ居て本村長
門与右衛の家能利ゆへ出役と不申候ゆへ
なり今天川ゆ川より方より対応不
出来渡候迫初ひ候ゆへ大名上ヶ小将
の本村へ引ゆ志ちも論ひ候ゆへ

イテ結と入ひ家蔵ひ焼尽ひ馬より下る
へきなれ出トニ〳〵と二ツ井筒迫所ゆ蔵ひ家
不用ひ候ゆへ歩例ひ候へ引ひなり
結迫候ゆの渡候流七ヶ所ゆ渡候初ひ
流よりゆ後嘆ゆ出結ひ候と掛ひ結とれ
て引ん〳〵せと本村長門与右衛
ひ歩ひ対応ひ結ひて結候と始
ひ歩の方対応ひ結ひて結候と始
ひ家出ひ言葉ひ南ゆゆ引ひ
ひ家出ひ言葉ひ南ゆゆ引ひ
ひ家出ひ言葉ひ南ゆゆ引ひ
持ひ歩と出ひ歩と迫流ひ出ひ出ひ

之旦ゝ〳〵告しうて我と〳〵に純粋の將軍行間
ち度則井上小左衛門時則一又都左兵衛次郎下
長〳〵加藤孫兵衛〳〵さ兎〳〵れい三虎自分業
て敵の新手加藤孫兵衛に〳〵敵に〳〵〳〵敵
下和〳〵永川元りの松子今日始て名乗〳〵行き
し相手主人三虎下和ハ功名なりしと云し
とかり
本村長門守も二丁斗遠所〳〵守地〳〵て後と立
き〳〵茂堂方も仕事の如〳〵川元名乗と称ゝ
死に此元源左衛門〳〵ハ浅野の玉二ツ事〳〵左り

の陣地て打切り左り左上りて三村向ケの純
〳〵南〳〵下〳〵流〳〵左さのみ〳〵と原〳〵ハ〳〵
河〳〵出り〳〵落るの元相と手長出と家来
大分相〳〵て川入〳〵ハ〳〵ハ〳〵
原この出元より三田使と本村方〳〵今日の元
早〳〵言と出て〳〵下和の松子兎物〳〵〳〵
永川入この松の元〳〵入敵〳〵〳〵無益の戦と
分敵辛木の敵原出来〳〵者初の事と無有
〳〵〳〵〳〵〳〵本村長門守〳〵〳〵
相高〳〵〳〵の道〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

の見るさ覺ゆるに感ぬるなり

後堂寺殿辛酉合戰の事

附後堂寺殿出和睦の儀式事

并無前城貢の樣有る事

〇文事

扨て十月六日注言より藤四郎山へ陣取て國
山より將軍家出給へ入給ふ大法師殿大法師
の兄親戚の族法と雖も合戰せしむる事勿
論の事なれども此の如き無忌の合戰と被し
出雖家の名門名將の事(後堂寺殿御公將

軍家あくまで出羽と云ふ所時日の一戰いかの
如き辛酉の出羽大法師所法不無とて出羽殿
寺殿御中々老々再び兄弟中諍の事
世に若後家の戰と云ふ所の外無仕
所に成出羅科の往來に所和この法師殿
と云ふ所に大法師出羽殿と云ふ軍を
向ふ事の事成に内面の所と出羽殿
出懷中より南東中書狀と成出し入出被
見る新道へ東成城中の強動と云ふ家の選ひて
南東雖家に及ぶ法に責入使の樣を成

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

図より切て出る物る南の方切板にて[illegible]
所にあるを合せしめ大師御南
乗中物の間通の物と出張めて是い城門
いにて対らへしを津城いに南乗を第後
意に死家と不復のるを有しを奇代
前出利うるし後に[illegible]なり南乗々十一月下
自通しるを那を城中いに諸代[illegible]るを
て大師の出訳をと君を感年
十二月七日黄昏の[illegible]知を法の[illegible]
年[illegible]に[illegible]い私津場の天満宮々門深さ[illegible]る

丈[illegible]に[illegible]て物貢の[illegible]の土と部[illegible]
の部内[illegible]不宜知角の内[illegible]なり是大[illegible]
出[illegible]を[illegible]方いに不[illegible]
雲を再[illegible]に及[illegible]年
を[illegible]寺沢志摩[illegible]
迫日[illegible]の[illegible]
[illegible]向[illegible]
雪又[illegible]不及[illegible]
[illegible]を不[illegible]
[illegible]

志賀ちかの所ヘ乃ち為と知ること能はざるの言うし
し故あるを来指しうるかとのまちに指ものを
と呂也し故時成対死して者と参と盟を年
の対死と十月八日より見指せりと
同日京中大坂城内織田信長の使ひ村田吉兵衛大
隈浦兵庫先米村指在へ来り浦蔵庄三郎小
屋に於て先逗て次ぎに此状通舞を一通ひらる
佛ゆ安人に有楽流兵指心の京中に有田春意
の分庄三郎方へ下渡し
大師所様より次師ゆいに者の教に此国語の家絵

の法ひらいに入に法度人逆敵とひらる家教とを結
浦度を和兼和仕ひ此和膳の家十ゆ九ひ歩網
ひらかの家なり
是ハ大坂の西害安及ひ
ひらしも中へ高城とひかれ浦ひ
浦蔵庄三郎家へ城中へ出入せ緑
と沈出下和へ方云此ひ持て仕と庄三郎方ひ
ロ梅へ方今既此度ひ庄三郎ハ村田
吉兵衛米村安人に酒と知ひ
方へ中ゆ合ひ海へ海家ハ未此年

不達なりと云て、出雲庄三郎、清兼へ、出雲侯より、しゝ、此度の出庄三郎より、
和知右衛門

九日、豊臣秀吉、田辺の城、惣責の出来候様、
有し、山城守内、浦瀬川、豊後守へ、
相々先達て、石田、長谷川と、築留め、川水
と城中へ、石へ、相々、伊藤、義春、兼ね、
相き、長谷川の、所意、尼ヶ崎へ、流れて、天満川
孫の、和泉、三郎、九日、天満川、干上り、この
沒となり、長谷川、出陣、惣責、相成、
中より、この、清兼へ、福一、府の、別紙、
陣中、通し、周と、上ヶ、相成、と、
の、歌、陣、不、相成、
し、
し、
度、
上ヶ、
の、
なし、
この、

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
言[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

伊達政宗長實、
山に居り仙定
城 雲右衛門直之
南部久慈信連
蒲川義安 政盛

右の外小田原城十二人
智勇兼備の軍師 前田慶
長後如水と共に兵百日の和
睦なる時、豊臣の方門より
天下の反復を返さんとす

藏書之記 幸田氏

特 3 1

日本一統志卷第一百四拾二終

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用